

社会保障審議会統計分科会

令和6（2024）年5月29日

資料3

医療施設動態調査における遅延調査票への 対応状況について（報告）

厚生労働省

政策統括官付参事官付保健統計室

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1. これまでの経緯について

経緯

「公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）」（令和4年8月10日付け統計委第11号。以下「建議」という。）において、「遅延調査票（※1）への対処基準」が示されたことに伴い、医療施設動態調査では（※2）、以下の所要の見直しを行う必要が生じたもの。

- ① 遅延調査票を集計に使用している場合には、その処理方法を公表資料に明示する。
- ② 提出された月の月別集計に使用した遅延調査票を、事後に遡って反映する処理の導入や月別集計の廃止などを含め、月別集計の在り方を検討するとともに、遅延の原因を確認し、改善策等を検討する。

※1 遅延調査票とは、統計調査において、「提出が回答期限に間に合わず、本来の集計対象月の月別集計に含めることのできなかつた調査票」と定義されている。

※2 医療施設動態調査における現在の公表・集計方法

	公表時期	集計方法
月報（概数）	毎月	前月の医療施設数・病床数に当該月に提出された調査票（前月以前の事象に関する調査票を含む。）データを反映させて毎月の医療施設数・病床数を集計している。
年報（毎年10月から1年間の調査結果）	年に1回	各月に提出された調査票（前月以前の事象に関する調査票を含む。）データを用いて月別の動態状況（開設－廃止－休止－再開別）を集計している。

1. これまでの経緯について（続き）

対応方針	第28回社会保障審議会 統計分科会(R4.10.5) での報告状況
<p>① 遅延調査票を集計に使用している場合には、その処理方法を公表資料に明示する。</p> <p>➤ 厚生労働省ホームページに掲載している調査の概要に処理方法を明示する。</p>	
<p>② 提出された月の月別集計に使用した遅延調査票を、事後に遡って反映する処理の導入や月別集計の廃止などを含め、月別集計の在り方を検討するとともに、遅延の原因を確認し、改善策等を検討する。</p> <p>➤ 月報の集計方法 統計の継続性の観点から、現在の集計方法を維持する。</p>	報告済み
<p>➤ 年報の集計方法 基本的に月報と同様の集計方法を維持しつつ、医療施設静態調査の結果を公表する際に、医療施設動態調査の年報の一部について、事由が発生した月に基づく集計も併せて公表する。</p> <p>➤ 遅延の改善策</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 医療施設に起因する遅延発生原因（医療施設にて開設者が死亡又は休養し届出が遅れたなどの理由）への対応 医療法等に基づき適切な時期に届出を行うよう周知徹底を行う。 ■ 都道府県等に起因する遅延発生原因（保健所等での調査票の作成遅れなどの理由）への対応 医療法に基づく届出受理後に速やかな調査票作成を行うよう周知徹底を行う。 ■ 遅延発生原因の確認過程で明らかになった事項への対応 一部の都道府県等において、建議において整理された「遅延調査票」（次頁の「caseⅡ」）とは異なり、実際には過去の案件だが、届出を受理した月の案件として報告され、調査票の記載内容からは遅延分と厚生労働省が認識できない事案（次頁の「caseⅢ」）も明らかになったことから、その防止策として、全ての都道府県等に対して適切な記載の周知徹底を行うとともに、調査票の様式についても誤解を生じないよう改善を行う。 	検討すると報告していたもの

※上記対応方針は、令和5年1～2月の開催の総務省「人口・社会統計部会」及び「統計委員会」においても適当と判断されたところ。

2. 医療施設動態調査における遅延調査票への対応状況について

報告形態の区分		件数等 (令和4年10月分)		遅延発生原因	主な対応事項
		件数	割合(%)		
case I	実質的な意味で、遅延のない調査票	1,463	86.3		(遅延ではないため対応なし)
case II	過去の案件であり、調査票の記載内容から、厚生労働省が遅延分であることを認識できるもの	180	10.6	遅延調査票のうち、 ・医療施設に起因する遅延（約6割）は開設者が死亡又は休養し届出が遅れたなどの理由によるもの ・都道府県等の経由機関に起因する遅延（約3割）は医療法等に基づく届出の受理後、保健所等における動態調査票の作成遅れなどの理由によるもの ・残る1割は、新型コロナワクチンの接種会場において、届出を事後の適正な時期に提出することを可能とする運用によるものなど	<p>①遅延調査票を集計に用いている旨と、現在の処理方法を厚生労働省ホームページに公表（令和4年12月26日掲載）</p> <p>②医療施設への対応として、医療法等を所管する政策関係部局と連携し、医療法等に基づく届出を遅延なく提出することを周知（令和5年3月27日に事務連絡発出）</p> <p>③都道府県等への対応として、医療法等に基づく届出受理後、速やかに動態調査票を作成することを定期的に周知（令和5年3月27日に事務連絡発出）</p> <p>④年報の集計方法 基本的に月報と同様の集計方法を維持しつつ、令和5年医療施設調査（静態調査）の結果を公表する際（令和6年11月予定）に、医療施設動態調査の年報（令和4年10月～令和5年9月分）の一部について、従来の「提出月」と「事由が発生した月」の月別集計を比較可能な参考表を厚生労働省ホームページに掲載する予定。</p>
case III	実際には過去の案件だが、届出を受理した月の案件として報告され、厚生労働省において遅延調査票と認識できないもの	52	3.1	調査票の「届出受理又は処分等」を都道府県等に届けられた日と認識し、事由が発生した年月日で作成するという認識が十分ではなかったもの	<p>①都道府県に対して、動態調査票に「事由が発生した年月日」を記入するよう再徹底するとともに、今後も継続的に周知徹底を実施（令和4年10月分から対応済み）</p> <p>②動態調査票の「届出受理又は処分等」欄の項目名を「事由発生又は処分」に変更し、誤解の生じない項目名に修正した。（令和5年10月分より新様式に変更）</p>

